

支部の設置に関する規程

(平成24年4月13日規程第6号)

(目的)

第1条 この規程は、日本組織内弁護士協会定款第59条2項に基づき、支部の管轄、組織、権限及び議事手続等に関し必要な事項を定める。

(支部の設置)

第2条 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、支部を置くことができる。

(支部の管轄等)

第3条 支部の管轄及び事務所所在地は別途規則により定める。

(支部会員)

第4条 支部は、支部の管轄内に勤務先を有する会員で組織する。

(支部業務)

第5条 支部は、本部（東京に置かれる理事会、事務局等から成る機構）が委嘱した研究、研修、講演等の実施、管轄内の官公署又は企業等の組織との連絡その他の事務を行うほか、支部が本会の目的に沿うと認め、本部の諒承を得た業務を行う。

(正副支部長)

第6条 各支部に支部長1人及び副支部長若干人を置く。

2 支部長および副支部長は、支部会員がこれを互選する。

(職務)

第7条 支部長は、支部の事務を主宰し、副支部長は支部長を補佐する。

(任期等)

第8条 正副支部長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した正副支部長の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 正副支部長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第9条 支部長が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 副支部長が全て欠けたときは、遅滞なく少なくとも1人を補充しなければならない。

(支部事務局)

第10条 支部長は、必要に応じて支部に支部事務局を設置し、支部会員の中から支部の事務を補佐する支部事務局長1人、支部事務局次長若干人を指名することができる。

(規則)

第11条 この規程で定めるもののほか、本部からの委嘱事務の実施に関する必要な事項は、規則で定める。

附則

第1条 この規程は、平成24年4月13日から施行する。